



市第 736 号

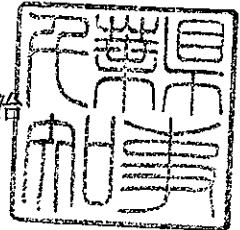
千葉県個人情報保護審議会
会長 土屋 俊 様

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用
拡大及び保護措置について（諮問）

下記のことについて、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 9
第 2 項の規定により諮問します。

平成 26 年 6 月 26 日

千葉県知事 鈴木 栄 治



記

母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）の改正による本人確認情報の
利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に
関する条例」（平成 24 年千葉県条例第 84 号）の改正について